

＜障害者差別解消法の認知度等について＞

「人権に関する市民意識調査報告書（平成 31 年 3 月文化市民局作成）からの引用」

対象：満 18 歳以上の京都市民 3, 0 0 0 人（住基から無作為に抽出）
 問いの中に、障害者差別解消法の認知度、不当な差別的取扱いや合理的配慮等に関する設問を設けた。

＜法の認知度＞

設問	法について、どの程度知っていますか
結果	障害者差別解消法を知っている人は約 6 割 【内訳】 <u>どんな内容か知っている… 21. 0 %</u> <u>内容は知らないが言葉は聞いたことがある… 38. 8 %</u> <u>知らなかった… 35. 4 %</u>

＜障害者に関する問題や考え方について＞

不当な差別的取扱いに関する考え方を問うもの	
設問	施設の管理者が、「安全の確保」を理由に、耳の不自由な人の利用には「聞こえる人の付添い」を条件とすることは、差別に当たる
結果	付添いを条件とすることは差別に当たると考える人は約 3 割 【内訳】 <u>そう思う… 11. 5 %</u> <u>どちらかと言うとそう思う… 20. 3 %</u> <u>どちらかと言うとそう思わない… 22. 8 %</u> <u>そう思わない… 34. 7 %</u>
合理的配慮に関する考え方を問うもの	
設問	障害者への配慮は、多数の障害者に共通するバリアを取り除くための配慮をすればよく、障害者一人一人の配慮の申出に応じることは、やり過ぎと思う
結果	一人一人の配慮の申出に応じることはやり過ぎではないと考える人は 5 割を超えている 【内訳】 <u>そう思う… 7. 3 %</u> <u>どちらかと言うとそう思う… 24. 1 %</u> <u>どちらかと言うとそう思わない… 24. 2 %</u> <u>そう思わない… 29. 7 %</u>
共生社会に関する考え方を問うもの	
設問	障害者が暮らしやすい社会こそが健常者も暮らしやすい社会である
結果	障害者が暮らしやすいと健常者も暮らしやすいと考える人は約 7 割 【内訳】 <u>そう思う… 43. 3 %</u> <u>どちらかと言うとそう思う… 30. 5 %</u> <u>どちらかと言うとそう思わない… 6. 3 %</u> <u>そう思わない… 7. 8 %</u>

＜法の認知度と関連設問のクロス集計＞

法について「どんな内容か知っている」人は、「言葉は聞いたことがある」、「知らなかった」人に比べて、「不当な差別的取扱い」に関する設問では「差別に当たる」と考える人が、「合理的配慮」に関する設問では「やり過ぎと思わない」と考える人が、相対的に多かった。

設問 法の認知度	付添いを条件とすることは差別に当たるかについて、 【そう思う】、【どちらかというと思う】と答えた人の割合	一人一人の配慮の申出に 応じることはやり過ぎ と思うかについて、 【そう思う】、【どちらかというと思う】 と答えた人の割合
どんな内容か知っている	41.0%	26.6%
言葉は聞いたことがある	31.6%	34.8%
知らなかった	25.6%	30.9%

【参考：人権に関する市民意識調査報告書】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000249204.html>